

高齢者等新型コロナ定期予防接種を受けられる方へ

1 対象者

- ① 満65歳以上の宝塚市民（宝塚市に住民票がある人）
- ② 満60歳以上65歳未満の人で心臓・腎臓・著しい呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する人で、身体障害者手帳1級の認定を受けている宝塚市民（宝塚市に住民票がある人）

2 自己負担金 8,000円

（上記対象者のうち、生活保護世帯の方・中国残留邦人支援給付受給者は無料）

3 接種回数 1回

4 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルスによる感染症が発症すると、熱や咳など風邪によく似た症状がみられます。軽症のまま治癒する人も多い一方、重症化すると、呼吸困難などの肺炎の症状が悪化する場合もあります。

5 新型コロナワクチンについて

予防接種を受けることにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められたと報告されています。

本ワクチンの接種を受けても、発症等を完全に予防できるわけではありません。ワクチン接種にかかわらず、引き続き適切な感染防止策を行う必要があります。

6 副反応について

主な副反応は、注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがあります。こうした症状の大部分は、接種後数日以内に回復しています。また、稀に発生する重大な副反応として、アナフィラキシー（急性のアレルギー反応）、血栓症、心筋炎、心膜炎などが想定されます。本ワクチンは、新しい種類のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があります。接種後に気になる症状があった場合は接種医あるいはかかりつけ医に相談してください。

7 注意事項(よく読んでください)【主治医とよく相談した上で予防接種を受けてください】

- (1) 定期予防接種は、自らの意志と責任で接種を希望する場合に接種を行います。対象者の意思確認が困難な場合、家族またはかかりつけ医の協力により対象者本人の意思確認をすることは認められます。

＊対象者の意思確認ができない場合は任意予防接種として接種することを検討してください。
（任意接種と定期接種では、接種費用と健康被害救済制度が異なります。）

(2) 受ける前の注意点

ア 予診票は、受けられる方の健康状態をよく把握するために必要な資料です。ご高齢でご自身でご記入が難しい場合には、健康状態をよく把握している方がご記入ください。

イ 次の人は、新型コロナワクチンは受けられません。

- ① 明らかな発熱を呈している人（37.5度以上の人）
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人
- ③ 当該疾患に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーなど重度の過敏症の既往歴のある人
- ④ その他、予防接種を受けることが不適当な状態にある人

ウ 次の人は、新型コロナワクチンを受けるに際し、医師とよく相談してください。

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患のある人
- ② 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性発疹などのアレルギーが疑われる症状が出た人
- ③ 過去にけいれんを起こしたことがある人
- ④ 過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全の人がいる人
- ⑤ ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある人
- ⑥ 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害を有する人

(3) 受けたあとの注意

ア 接種後は、接種部位を清潔に保ってください。

イ 接種当日は激しい運動や大量の飲酒は避けてください。

ウ 接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をこするのはやめてください。

エ 接種後1週間は、副反応の出現に注意してください。特に接種直後の30分以内は急激な健康状態の変化に注意してください。また、接種部位の異常反応や体調の変化があった場合は速やかに医師の診察を受けてください。

8 予防接種健康被害救済制度について【詳しくは市ホームページをご覧ください】

- (1) 予防接種法に基づく予防接種を受けた方に、医療機関で入院を要する治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると国の審査会が認定したときは、給付を受けることができます。
- (2) 健康被害の程度等に応じて、入院を要する場合の医療費・医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。医療費・医療手当、障害年金については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- (3) 本予防接種はB類疾病の定期接種のため、給付の請求期限があります。医療費の場合、当該医療費の支給の対象となる費用の支払いが行われた時から5年となります。

〔問合せ〕 宝塚市健康推進課予防接種担当

宝塚市立健康センター （平日午前9時～午後5時30分）

〒665-0827 宝塚市小浜4丁目4番1号

電話 0797-86-0056

FAX 0797-83-2421